

長岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和元年7月4日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	酒井正春

1 監査の対象

市民協働推進部 文化振興課

農林水産部 農水産政策課（錦鯉ブランド戦略室を含む。）

中之島支所

2 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

令和元年5月9日から5月21日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
文化振興課	適正に処理されてきました。
農水産政策課	適正に処理されてきました。
中之島支所 地域振興課	適正に処理されてきました。
中之島支所 市民生活課	適正に処理されてきました。
中之島支所 産業建設課	<p>次の事項のほかは、おおむね適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収金額を誤った領収書の発行について 手数料条例で規定する金額を徴収したが、領収金額を誤って記載し領収書を発行しているもの